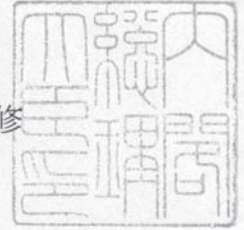




府益担第8112号
平成23年12月27日

公益財団法人日本郵趣協会
福井 和雄 殿

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成23年12月27日 から 平成28年12月26日 まで